

Ⅱ 介護保険料について

介護保険における1号保険料算定について

保険料基準額に影響を与える要因

【給付面の要因】

$$\text{給付総額} = \text{単価 (一人当たりサービス利用額)} \times \text{量 (利用者数)}$$

①

要介護認定者数
 要介護認定率 ②
 後期高齢者の割合 ③

【負担面の要因】

$$\text{保険料基準額} = \frac{\text{給付総額} \times \text{1号保険料負担率}}{\text{被保険者数 (所得段階別に補正)}}$$

④

調整交付金による調整

◎「後期高齢者の割合」及び「所得状況の格差」は調整交付金により調整

○後期高齢者の割合に係る調整

→ 当該市町村の実際の後期高齢者の割合に関わらず、
後期高齢者割合が全国平均と同じになるよう調整

後期高齢者割合	→	要介護認定者数	→	給付費	} 全国平均 との乖離 ↓
高い		多い		多い	
低い		少ない		少ない	

○所得状況の格差に係る調整

→ 当該市町村の実際の被保険者の所得状況に関わらず、
所得段階別被保険者割合が全国平均と同じになるよう調整

調整交付金による調整

所得分布	→	保険料所得段階	→	保険料基準額	} ↑ 全国平均 との乖離
高い		多い		多い	
低い		少ない		少ない	

人口規模及び高齢化率との関係

◎人口規模及び高齢化率の高低は保険料水準には影響しない。

(例) 人口規模、高齢化率は異なるが、①1人当たりサービス利用額、②要介護認定率、③後期高齢者の割合、④所得段階別被保険者割合、の4条件が同じ保険者における保険料基準額の比較(粗い試算)

	A市	B町
人口	10万人	1,000人
高齢化率	10%	30%
後期高齢者割合	40%	同左
要介護認定率		
前期高齢者	5%	同左
後期高齢者	25%	同左
1人当たり利用額	15万円	同左
調整交付金	5%	同左
被保険者数(※)	9,500人	285人

※第1段階：5%、第2段階：30%、第3段階：50%、第4段階：10%、第5段階：5%と仮定

保険料基準額 = $\frac{\text{給付費総額} \times \text{1号保険料負担割合}}{\text{被保険者数}}$

└ $\frac{\text{1人当たり利用額} \times \text{要介護認定者数}}{\text{被保険者数}}$

(前期高齢者数 × 認定率 + 後期高齢者数 × 認定率)

[A市における保険料基準額]

$$15 \text{万円} \times 1,300 \text{人} \times 18\% \div 9,500 \text{人} \\ \approx \underline{3,695 \text{円}}$$

[B町における保険料基準額]

$$15 \text{万円} \times 39 \text{人} \times 18\% \div 285 \text{人} \\ \approx \underline{3,695 \text{円}}$$

(まとめ)

①「人口規模」「高齢化率」は保険料基準額に影響しない。

②「後期高齢者割合」「1号被保険者の所得状況」は調整交付金により全国平均並となるよう調整

→ 市町村の保険料水準の格差は、以下の2要因の全国平均との格差による。

①要介護認定率

②1人当たりサービス利用額

市町村における第1号保険料決定のプロセス

高齢者の介護保険料は、地域ごとの介護サービスの状況に基づき、被保険者や住民の意見を反映して決定される。

被保険者の意見を反映した計画策定作業（法第117条）

- 介護保険事業計画作成委員会等の設置・被保険者代表の参加
- 聞き取り調査、公聴会の実施等
（「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）

介護保険事業計画の策定（法第117条）

- 各年度（5年間）における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- その確保のための方策等

計画上のサービス量に基づく給付費の見込み（法第129条）

介護保険料の算定（法第129条・令第38条）

<3年間の財政の見込>

（歳出）給付費、その他費用（安定化基金拠出額等）

（歳入）国・都道府県・市町村の負担、第2号被保険者の保険料（介護給付費交付金）

→ 第1号被保険者が負担する費用の見込

→ 保険料の算定

議会における介護保険条例の改正



介護保険料の決定（法第129条）

第1号保険料について

○ 第1号保険料は、所得段階別の定額保険料の仕組みとなっており、各市町村ごとに5段階または6段階の設定となっている。

段階	対象者	保険料
第1段階	生活保護受給者	基準額
	市町村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者	×0.5
第2段階	市町村民税世帯非課税	基準額 ×0.75
第3段階	市町村民税本人非課税	基準額 ×1.0
第4段階	市町村民税本人課税 (被保険者本人の合計所得金額が200万円未満)	基準額 ×1.25
第5段階	市町村民税本人課税 (被保険者本人の合計所得金額が200万円以上)	基準額 ×1.5

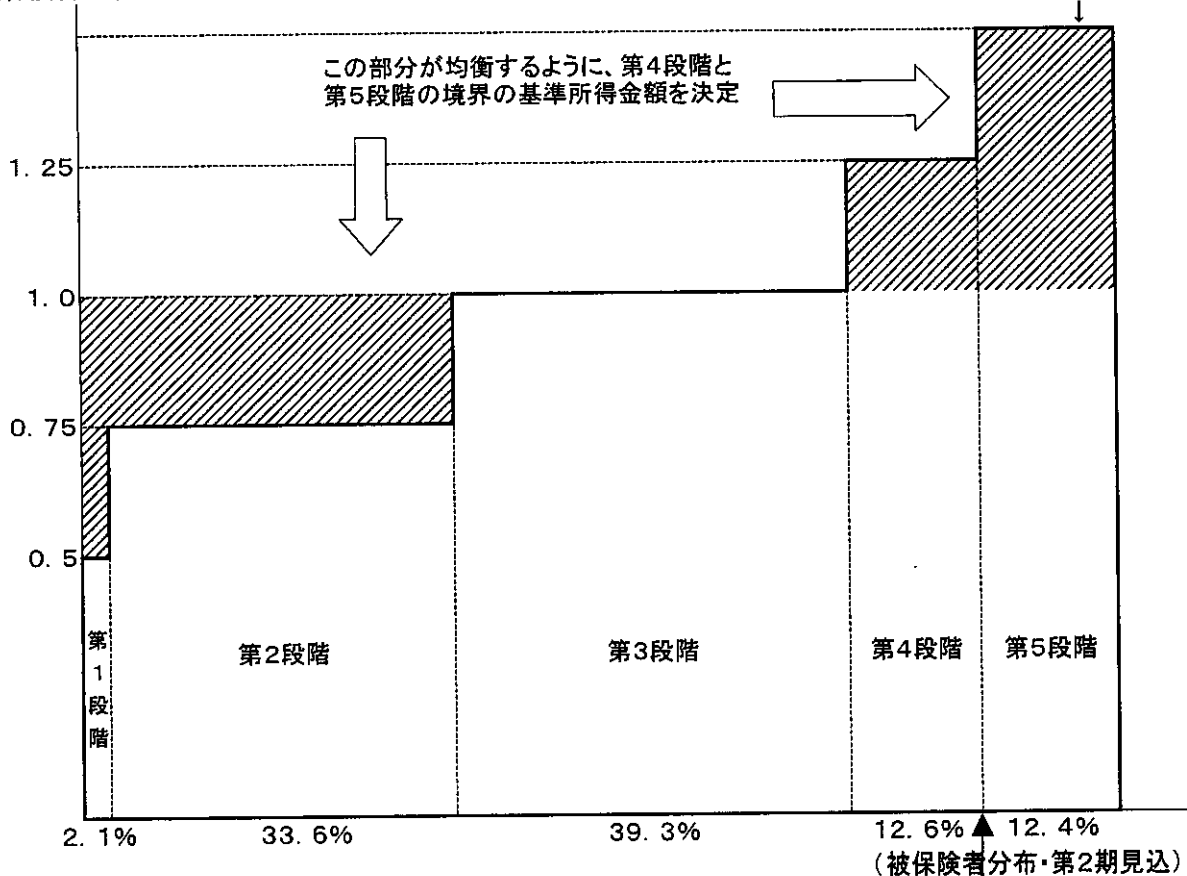
※ 老齢退職年金受給の高齢者は、年収266万円までは市町村民税非課税。したがって、夫婦それぞれの年金がこの額未満(計532万円)までは、市町村民税非課税となる。

※ 第2段階～第5段階の該当者のうち、それぞれの段階の保険料を適用すると生活保護の被保護者になってしまう者については、被保護者とならないようより低い段階の保険料を適用する。

○ 基準所得金額(第4段階と第5段階の境界所得)については、第1段階と第2段階における軽減分と、第4段階と第5段階の増額分が均衡するように設定する

<乗率変更保険者: 239保険者>
(保険料基準額×)

<6段階制実施保険者: 230保険者>



基準所得金額

現行 合計所得金額 200万円

<基準所得金額変更保険者: 35保険者>

※ 設定変更保険者数は15年4月1日現在。

第2期の第1号保険料について

第2期（平成15～17年度）の第1号保険料は、全国平均で3,293円となっており、第1期と比較して平均13.1%の上昇となっている。

第2期（平成15～17年）介護保険料

[第1期]		[第2期]	
2,911円	→	3,293円	(+13.1%)

※ 第1号被保険者1人あたり全国平均（月額・加重平均）

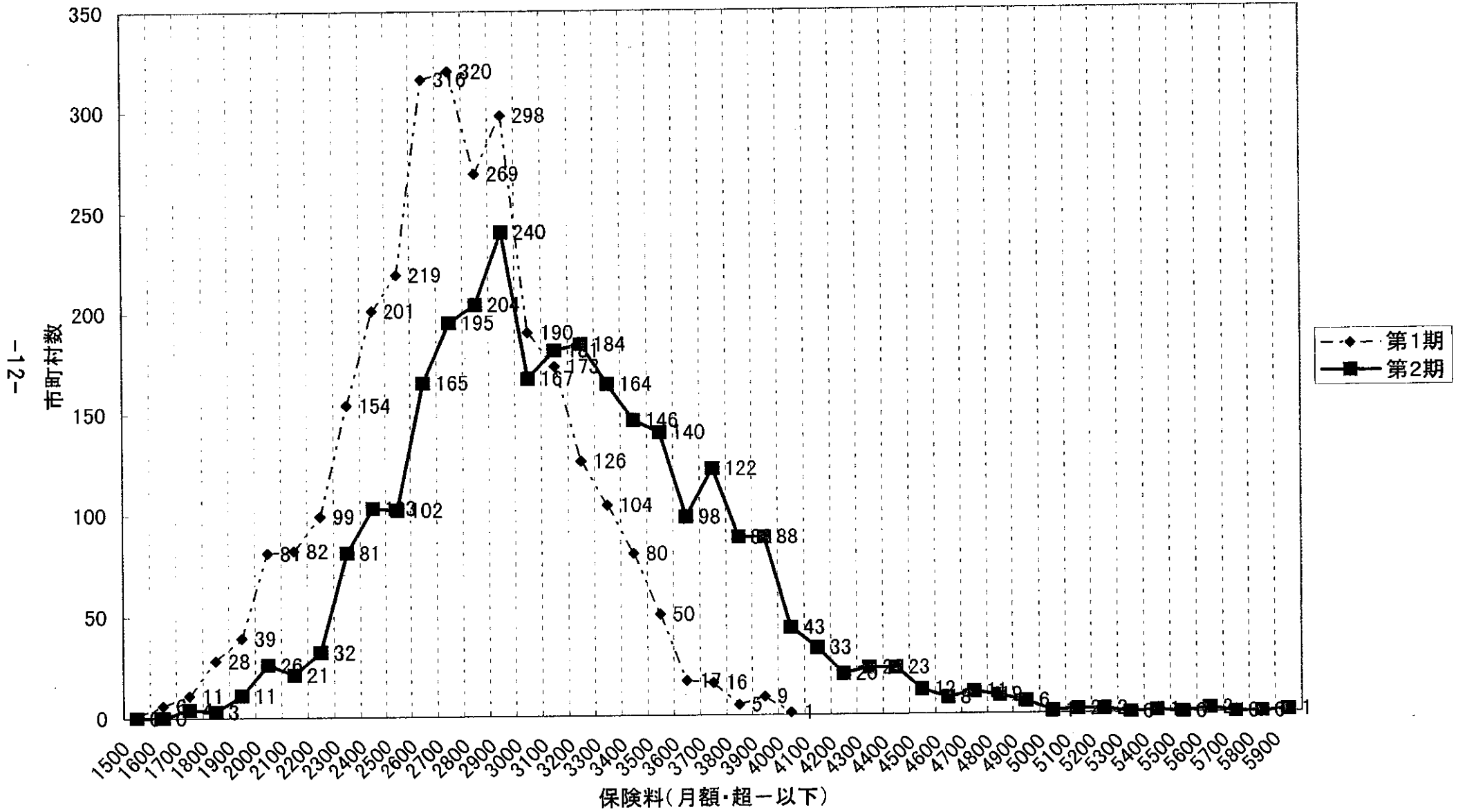
※ 上記の保険料額は各保険者の基準額を平均したものである。

（参考）保険料基準額の分布状況（保険者数）

	第1期	第2期
1,500円超 ～ 2,000円以下	85 (2.9%)	18 (0.7%)
2,000円超 ～ 2,500円以下	617 (21.3%)	263 (9.5%)
2,500円超 ～ 3,000円以下	1,422 (49.1%)	906 (32.8%)
3,000円超 ～ 3,500円以下	673 (23.2%)	842 (30.5%)
3,500円超 ～ 4,000円以下	97 (3.4%)	536 (19.4%)
4,000円超 ～ 4,500円以下	1 (0.0%)	142 (5.1%)
4,500円超 ～ 5,000円以下	0 (0.0%)	46 (1.7%)
5,000円超 ～ 5,500円以下	0 (0.0%)	6 (0.2%)
5,500円超 ～ 6,000円以下	0 (0.0%)	3 (0.1%)
合計	2,895	2,762

※ 第2期において保険料を経過的に複数設定している広域保険者については、同一保険料地域ごとに一つとして計上している。（2広域保険者で5地域）

保険料別市町村数(月額)



第1号保険料の収納状況

第1号被保険者の保険料の収納率は98%強（普通徴収の収納率で見ても92%程度）で推移している。

<平成12年度>

○ 保険料収納額	<u>1,920 億円</u> (収納率: 98.7%)
・うち 特別徴収	<u>1,575 億円</u>
普通徴収	<u>345 億円</u> (収納率: 93.2%)
(特別徴収の割合 約 82%)	

<平成13年度>

○ 保険料収納額	<u>5,881 億円</u> (収納率: 98.6%)
・うち 特別徴収	<u>4,801 億円</u>
普通徴収	<u>1,081 億円</u> (収納率: 92.8%)
(特別徴収の割合 約 82%)	

※ 国の特別対策により、12年9月までは保険料免除、13年9月までは保険料半額の措置がとられていた。

<平成14年度>

○ 保険料収納額	<u>8,029 億円</u> (収納率: 98.4%)
(※ 収納率100%の保険者: <u>157</u> 保険者)	
・うち 特別徴収	<u>6,558 億円</u>
普通徴収	<u>1,471 億円</u> (収納率: 91.9%)
(特別徴収の割合 約 82%)	

※介護保険事業状況報告（年報）より

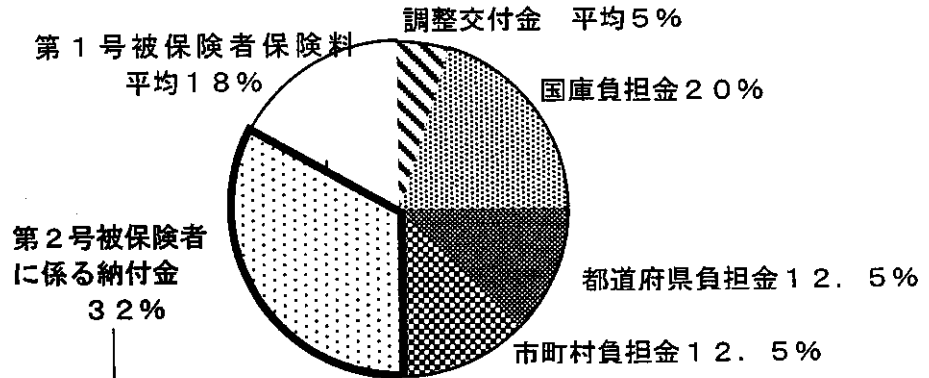
(参考)

特別徴収対象者数 約 1,985 万人 (平成14年5月分・社会保険庁調べ)
(平成14年4月時点の高齢者人口 2,331 万人※で除すると、約 85%)
※ 総務省統計局「全国、年齢5歳階級別人口推計(月報)(14年4月1日現在(確定値))」

介護給付費納付金について

各医療保険者は、全国平均の第2号被保険者1人当たりの保険料額と、自らの保険に加入する第2号被保険者数見込みを基に算定した当該年度の「概算納付金額」に、前々年度の精算額（確定納付金額と概算納付金額の差を基に算定）」を加えた介護給付費納付金額を基に、第2号被保険者に保険料を賦課している。

介護給付費



介護給付費納付金

$$\frac{\text{当年度の介護給付費見込額} \times 32\%}{\text{全医療保険の第2号被保険者の見込み総数}} = \text{第2号被保険者1人当たり負担見込み額} \quad \text{〔厚生労働大臣告示〕}$$

〔各医療保険者〕

$$\text{第2号被保険者1人当たり負担見込み額} \times \text{第2号被保険者見込み数} = \text{当年度の概算介護給付費納付金額}$$

$$\text{当年度の概算介護給付費納付金額} + \text{前々年度精算額} \times 1 + \text{調整金額} \times 2 = \text{介護給付費納付金額}$$

※1 前々年度精算額 = 前々年度の確定納付金額 - 前々年度の概算納付金額

※2 調整金額 = 前々年度精算額に係る利息相当分

介護保険料率（健康保険組合の例）

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護給付費納付金額}}{\text{第2号被保険者の標準報酬総額及び標準賞与額の総額}}$$

医療保険における介護保険の第2号被保険者に対する保険料について

(1) 当該年度の介護給付費納付金額の決定

年度ごとに、各医療保険者について、告示される第2号被保険者1人当たり負担額に、当該医療保険者の第2号被保険者数の見込を乗じて当該年度の概算納付金額を算定し、これに前々年度における概算納付金額と確定納付金額の差及び調整金額を加減して当該年度の介護給付費納付金額が決定する。

(2) 各医療保険者における第2号被保険者への賦課

各医療保険制度の定める方法に従い、当該年度の介護給付費納付金の納付のために必要な額を第2号被保険者に賦課する。

① 健康保険

各健康保険者において、第2号被保険者（のうち扶養者）の標準報酬・賞与の総額で、納付金額を除いて、当該年度の介護分の料率を求める。

② 国民健康保険

各市町村において、以下のいずれかの方法によって、納付金額を按分し、第2号被保険者について賦課を行う。

2方式・・・所得割、均等割（人数）

3方式・・・所得割、均等割、平等割（世帯数）

4方式・・・所得割、資産割（固定資産税額）、均等割、平等割

介護納付金賦課額は、8万円※を超えることができない。（国保法施行令29条の7）

※ 制度施行時は7万円

平成12年度及び13年度においては、確定納付金額は概算納付金額を下回っていたが、平成14年度においては逆転している。

		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
概算納付金	総額	12,489億円	13,889億円	14,905億円	15,374億円	17,445億円
	1人当たり年額	28,915円 (100)	32,425円 (112)	35,019円 (121)	36,513円 (126)	41,665円 (144)
	1人当たり月額	2,629円	2,702円	2,918円	3,043円	3,472円
確定納付金	総額	10,728億円	13,600億円	15,392億円		
	1人当たり年額	24,901円	31,764円	36,093円		
	1人当たり月額	2,264円	2,647円	3,008円		
精算額		△1,764億円	△289億円	491億円		
(参考) 介護給付費		3.2兆円	4.1兆円	4.7兆円	5.1兆円	5.5兆円

注1) 年額は第2号被保険者一人当たり負担見込額または負担額であり、月額については年額を当該年度の月数で除して四捨五入したものである。

注2) 12年度、13年度及び14年度の概算納付金額はいずれも決算ベースの数値、15年度及び16年度の概算納付金額は、第2号被保険者一人当たり負担見込額を算出した際に基礎とした数値である。

注3) 精算額は、利息分を含んでいる。

注4) 表中の括弧内の数値は12年度=100とした場合の数値

注5) 介護給付費は12～14年度は実績ベース、15年度は補正後予算ベース、16年度は予算案ベースの数値である。

健康保険における介護保険料率の状況

○ 政府管掌健康保険

介護保険料率①

12年度		13年度	14年度	15年度	16年度
(12年4月～)	(13年1月～)				
6.0%	10.8%	10.9%	10.7% (9.4)	8.9%	11.1%

注) 15年度、16年度の料率は、総報酬制導入後の料率である。
14年度の括弧内の数値は総報酬ベースに置き換えた場合のもの

【参考】

介護保険料率のうち納付猶予分②

12年度		13年度	14年度	15年度	16年度
(12年4月～)	(13年1月～)				
—	—	1.2%	1.3% (1.1)	—	—

納付猶予分を除いた介護保険料率(①-②)

12年度		13年度	14年度	15年度	16年度
(12年4月～)	(13年1月～)				
6.0%	10.8%	9.7%	9.4% (8.2)	8.9%	11.1%

注) 納付猶予分について

健康保険法の一般保険料率と介護保険料率の合計の上限設定のため、介護保険料を徴収できない健保組合等があった。平成13年1月に健康保険法の改正がなされるまでの間、上限を超えて徴収できなかった分については納付猶予することとした。

○ 健保組合における平成16年度の介護保険料率について

都道府県		平成15年度 料率(%)	平成16年度 料率(%)	増▲減 ポイント	平成14年度実績報告より 第2号被保険者数(人)	うち被扶養者の割合
01	北海道	10.00	12.00	2.00	約2,000人	29%
10	群馬	12.00	14.00	2.00	約2,000人	32%
13	東京	9.00	14.00	5.00	1,000人未満	38%
13	東京	5.00	6.80	1.80	約4,000人	28%
13	東京	6.20	6.20	0.00	1,000人未満	34%
13	東京	7.20	9.20	2.00	約2,000人	31%
13	東京	8.00	10.00	2.00	約5,000人	33%
13	東京	7.00	7.00	0.00	約6,000人	39%
14	神奈川	8.20	11.00	2.80	約2,000人	33%
16	富山	8.80	9.80	1.00	約1,000人	26%
22	静岡	10.50	12.00	1.50	約3,000人	26%
23	愛知	6.00	6.00	0.00	1,000人未満	42%
27	大阪	6.50	7.00	0.50	約30,000人	35%
27	大阪	10.08	11.50	1.42	約2,000人	35%
28	兵庫	9.00	9.00	0.00	約2,000人	39%
34	広島	8.40	9.00	0.60	1,000人未満	37%
47	沖縄	8.00	10.00	2.00	1,000人未満	33%

(調査方法等)

- ・平成16年4月1日現在において存在予定である健保組合の中から、医療保険者番号順に100件おきに15件を抽出。
- ・最初と最後の健保組合を含め、合計17件の健保組合の担当者に直接聞き取りを実施。
- ・調査時点で未承認である健保組合も含まれており、それらの組合については、料率(案)を記載している。

介護保険料のあり方に関する主な論点

第1号保険料

(保険料賦課の在り方)

- 1号保険料については、被保険者の負担能力をよりきめ細かく反映したものとよう、設定の在り方を見直すべきではないか。
- 具体的な方法として、例えば、次のような方法についてどのように考えるか。
 - ・ 被保険者による申告制の導入
～市町村の事務負担や高齢者の申告負担についてどのように考えるか。
 - ・ 市町村による弾力的な運用（現行の所得段階設定の細分化等）

(低所得者対策)

- 現行の第2段階の中でより負担能力の低い層の保険料負担を軽減する観点から見直しが必要ではないか。
- この場合、現行の市町村民税非課税層を更に区分するための基準をどのように設定するか。

(特別徴収)

- 遺族年金、障害年金を含め、全ての年金に対して特別徴収を可能とすることについて、どのように考えるか。

第2号保険料

- 医療保険者ごとに保険料を設定されている第2号被保険者が、介護給付費について適切に関与していく方法についてどのように考えるか。